

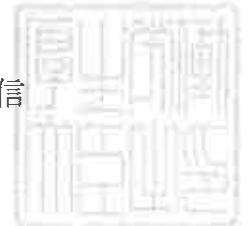
厚生労働省発基安0727第4号

令和5年7月27日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱

第一 労働安全衛生規則の一部改正

一 譲渡又は提供時にその名称等を表示し、又は通知しなければならない物のうち、労働安全衛生法施行令（二の1において「令」という。）別表第九に掲げる物を含む製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるものに係る規定を廃止すること。

二 譲渡又は提供時にその名称等を表示しなければならない物として厚生労働省令で定めるものを労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）別表第二の物の欄に掲げる物（運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物（次のいずれかに該当するものを除く。）を除く。）とすること。

1 危険物（令別表第一に掲げる危険物をいう。）

2 1以外の可燃性の物等爆発又は火災の原因となるおそれのある物

3 酸化カルシウム、水酸化ナトリウム等を含む製剤その他の物であって皮膚に対して腐食の危

険を生ずるもの

三 譲渡又は提供時にその名称等を通知しなければならない物として厚生労働省令で定めるものを安衛則別表第二の物の欄に掲げる物とすること。

四 二及び三の別表第二の物の欄に掲げる物として、亜鉛、亜塩素酸ナトリウム、アクリルアミド等の物質を定めること。

五 その他所要の規定の整理を行うこと。

第二 施行期日等

一 施行期日

この省令は、令和七年四月一日から施行すること。ただし、第一の四による改正後の安衛則別表第二に規定する亜鉛、亜塩素酸ナトリウム、アクリル酸イソオクチル等の物質については、令和八年三月三十一日までの間は、適用しないこと。

二 高有害性区分物質

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令附則第二条第一項に規定する高有害性区分物質をアクリル酸二―エチルヘキシル、アクリル酸グリシジル、アクリル酸ターシャリーブチル等の物質とするこ

